

平成27年度一般会計補正予算（3月補正（追加））について

1 補正理由

平成28年3月1日に福岡地方裁判所から訴状が送付され、本市に対して自己情報開示請求に係る訴えの提起がなされたことが判明した。

本市としては、適正に実施したものであり、訴訟の請求を認めることは困難である。

また、本件は、既に係争中の事件と関連することから、応訴するとの判断に至った。

裁判所への答弁書提出期限は、平成28年4月4日であるが、答弁書の作成に関する協議等もあり、訴訟代理人（顧問弁護士）と早期に本件に関する契約を締結する必要があることから、補正予算を編成したものの。

2 補正の内容

(1) 歳入歳出予算の計上はなし。

(2) 債務負担行為

訴訟代理人との契約に関して、契約期間は訴訟という性質上、明確な契約期限が設けられないため訴訟が完結するまでとするが、訴訟の完結が来年度以降になる可能性が高いことから、下記のとおり同契約に関する債務負担行為を計上したものの。

事 項	期 間	限度額
事件番号 平成27年（行ウ）第54号 自己情報不開示決定処分取消等請求事件 に係る代理人に要する費用	事件が完結する までの間	自己情報不開示決定処分取消等請求事件に係る代理人委託契約による額

3 その他

訴訟代理人に対する着手金等に関しては、予備費を充用して対応。